

公共施設等の保有量の目標

本町の公共施設保有量は約 16 万㎡で、町民一人当たりの延床面積は全国平均や類似自治体よりも多く、今後の財政状況等によりすべての施設を更新していくことは困難な状況です。将来わたり必要なサービスを維持していくためにも、財政規模に応じた適切な保有量を目指します。

計画期間 20 年間で施設保有量の約 27%削減（延床面積ベース）を目指します。

類型ごとの管理に関する基本方針

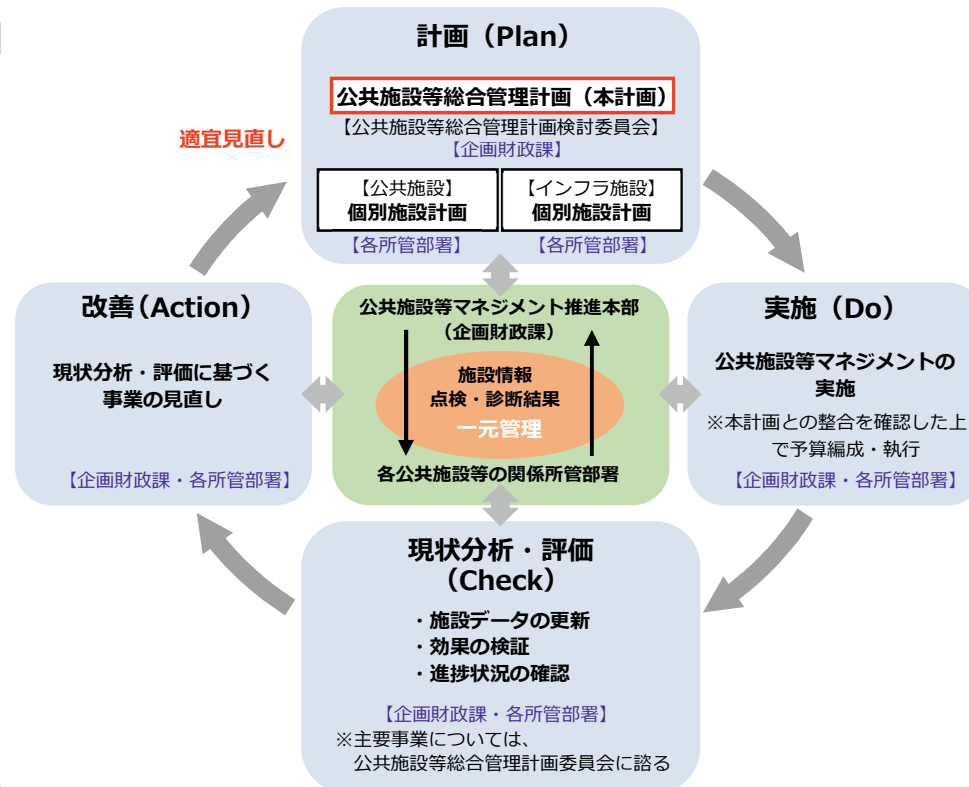
「公共施設等の管理に関する実施方針」に基づき、建築系施設及びインフラ系施設について、類型ごとの方針を策定しました。（詳細は、本編の「4 章 類型ごとの管理に関する基本方針」をご覧ください。）

計画の推進に向けて

計画のフォローアップ体制

■ 今後、【公共施設等の管理に関する実施方針】に則って計画を実施していく中で、公共施設等のマネジメントは、着実に実行され、チェックされ、改善され、計画の質をさらに向上させるよう、図に示すイメージの PDCA サイクルによる体制づくりを確立させていきます。

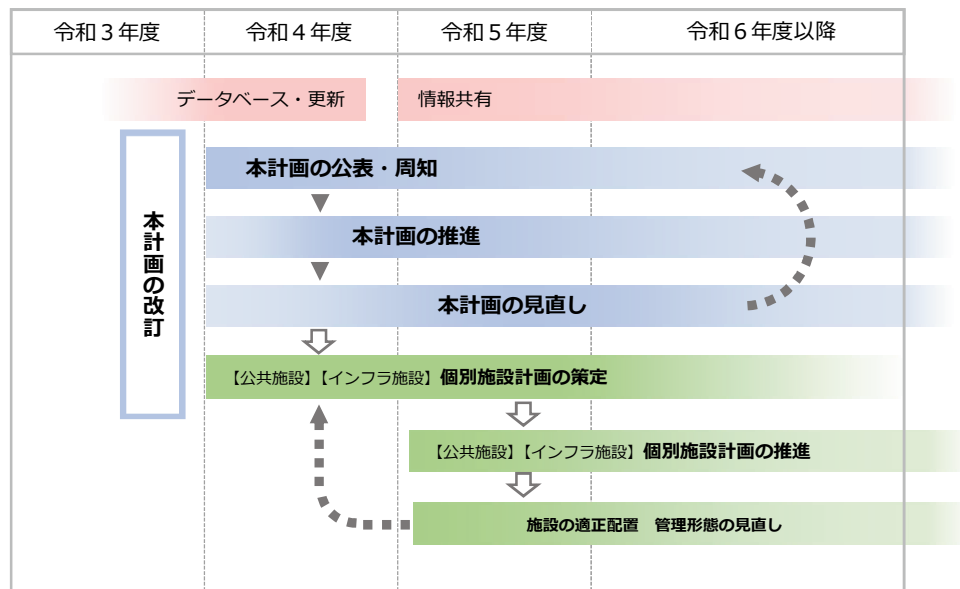
■ 町民と問題意識を共有するため、施設に関する情報等を積極的に開示します。また、公共施設等に関する評価結果についてもホームページ等で町民と共有し、その評価結果を基に、必要に応じて計画の改訂をおこないます。



計画推進のための今後のスケジュール

■ 本計画は、本町の公共施設等をマネジメントする上での基本となる計画です。今後、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定する上での基本的な方向性を示すものとなります。

■ 今後は、公共施設等に関する情報を蓄積するとともに、本計画の着実な推進に活用します。さらに、本計画及び個別施設計画に沿って、町民ニーズの把握や施設別の分析評価をおこない、評価結果に基づき、施設の適正な配置と管理形態の見直しをおこなっていきます。



築上町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂） 【概要版】

本町の多くの公共施設等は老朽化が進み、その対策が求められる中、人口減少や少子高齢化により財政状況は今後より一層厳しい状況となることが予想されます。ここで、本町の公共施設等のあり方について見つめ直し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的におこない、財政負担を軽減・平準化させながら、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

このため、本町の現状と将来を見据え、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（築上町公共施設等総合管理計画）を平成 28 年度に策定しました。今回、その後の国の計画の指針の改訂に基づき、公共施設等の現況及び将来の見通しなどを最新データに更新するとともに、公共施設等の総合かつ計画的な管理を進めていくため、計画内容の見直しを行います。

計画の位置づけ

本計画は、国により策定された「インフラ長寿命基本計画」を踏まえ、本町の最上位計画である「築上町総合計画」に即した計画とします。

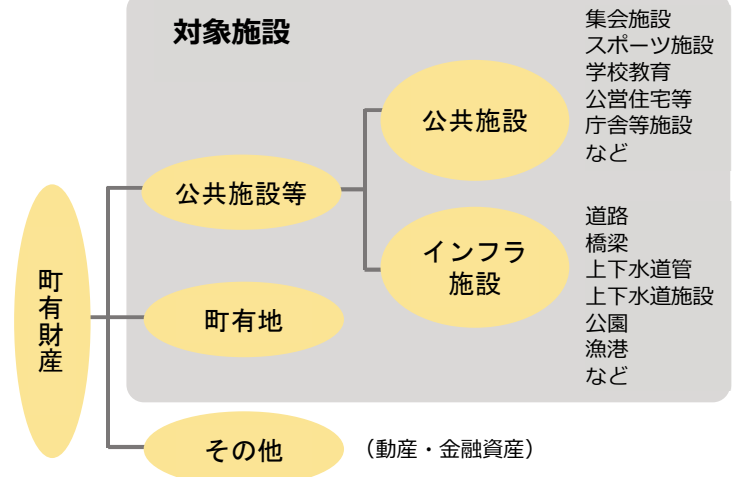
また、「築上町総合計画」を基にすでに策定されている計画等との整合性を図るものとし、本計画に即して策定される個別施設計画（長寿命化計画等）において、各公共施設等の管理を横断的に取り組むことができるようにするための基本的な方針や目標を示すものとする。

計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年度（2017 年）～令和 18 年度（2026 年）までの「20 年間」と設定し、必要に応じて適宜計画の見直しをおこないます。

対象施設

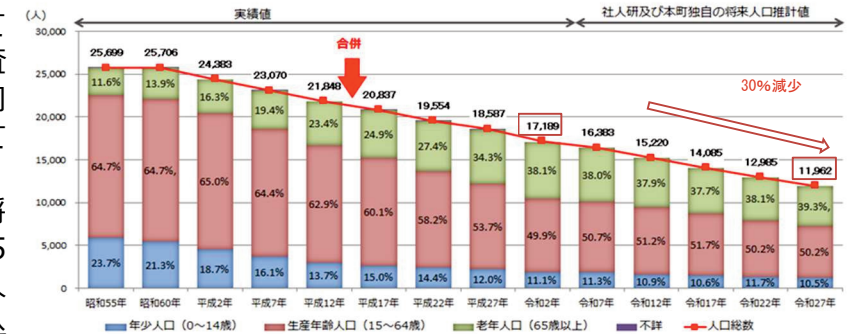
本町が保有する全ての公共施設等及び町有地が対象です。



人口の推移と将来人口推計

本町の人口は、昭和 55 年国勢調査において 25,699 人で、その後減少を続け、令和 2 年国勢調査の人口は 17,189 人となっています。全国的な傾向と同様、人口減少と同時に少子・高齢化が確実に進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は、10 年後の令和 12（2030）年には約 1.5 万人、20 年後の令和 27（2040）年には約 1.2 万人と推計され、令和 2 年の人口から約 30%の減少が見込まれています。



資料：実績値/国勢調査、推計値/国立社会保障・人口問題研究所

財政状況

歳入

- 平成 21 年度から令和元年度までの平均でみると、歳入全体の約 36%を地方交付税が占めていますが、合併自治体に対する地方交付税の優遇措置は、段階的な縮減がみられ、現在は終了しています。国県支出金は 20～30 億円前後で推移しています。
- 人口の減少や景気変動の影響を受けやすい地方税についても平成 21 年以降多少の増減を伴いながらも、概ね横ばい傾向を維持しています。
- 歳入全体は、平成 28 年度以降は増加傾向に転じています。

歳出

- 平成 21 年度から令和元年度までの平均でみると、人件費や扶助費等の義務的経費が全体の約 41%を占めています。歳入が減少する中、扶助費に掛かる比率が年々増加傾向にあり、社会保障における歳出の比重は、高齢化の進行等に伴い高まっていくことが見込まれます。
- 公共施設等の新設、改修・更新等に係る投資的経費は、この 10 年間の推移をみると平成 27 年度までは約 9 億円～18 億円で推移していましたが、学校施設や新庁舎建設等の新規事業に伴い平成 28 年度以降は増加傾向にあり、令和元年度には約 32 億円に増加しています。

公共施設等の状況

建築物系施設の保有状況

保有する公共施設は、241 施設、延床面積の合計は約 160,104 m²となっています。(令和 3 年 12 月現在)

計画策定時当初(平成 28 年度)と比較してみると、1,954 m²減少しています。

分類別延床面積

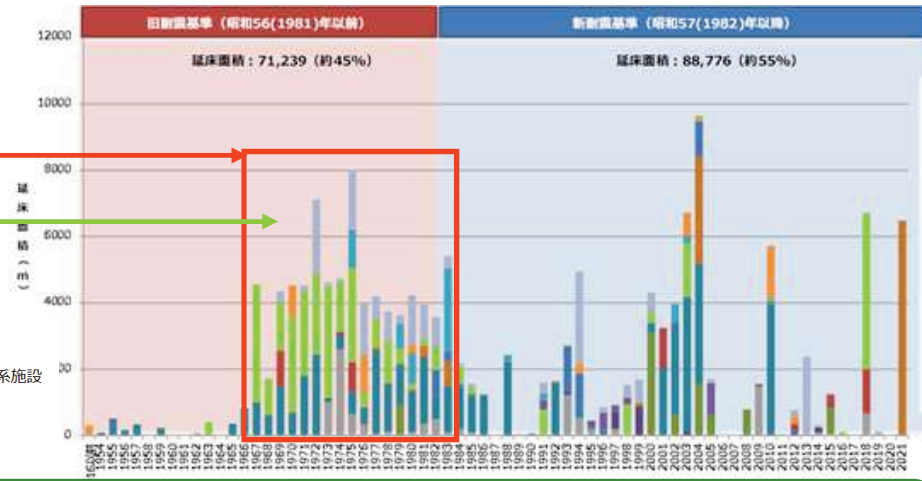
類型別の延床面積構成比では、公営住宅が 29.4%と最も高く、次いで学校教育系施設 22.3%、町民文化系施設 12.5%と続き、これらの施設で全体の約 64%を占めています。

計画策定時当初(平成 28 年度)と比較してみると、その他(6,086 m²)、スポーツ・レクリエーション施設(1,334 m²)が大きく減少しています。一方、行政系施設は庁舎が建替えられたことから 3,989 m²の増加となっています。

大分類	延床面積 (m ²)		
	計画策定時	計画改訂時	増減
町民文化系施設	20,212	20,032	▲ 180
社会教育系施設	5,748	5,748	0
スポーツ・レクリエーション系施設	7,976	6,642	▲ 1,334
産業系施設	2,427	2,427	0
学校教育系施設	34,420	35,652	1,232
子育て支援系施設	4,317	5,155	838
保健・福祉系施設	5,331	5,331	0
行政系施設	7,101	11,090	3,989
公営住宅等	47,382	47,022	▲ 360
公園	1,899	1,845	▲ 54
供給処理施設	8,444	8,444	0
その他	16,802	10,716	▲ 6,086
合計	162,058	160,104	▲ 1,954

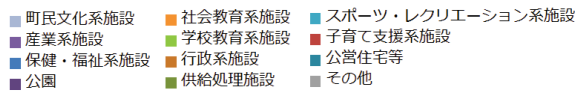
建築年別延床面積の状況

新旧耐震基準別の延床面積をみると、昭和 56(1981)年以前に旧耐震基準により建てられた建築物系施設の延床面積は 71,239 m²となっており、約 45%が旧耐震基準の建築物で占められています。なお、計画策定時当初(平成 28 年度)における旧耐震基準の建築物の割合は約 48%であり、新耐震基準の建築物の割合が 3 ポイント上昇しています。



昭和 42(1967)年～昭和 58(1983)年にかけて学校教育系施設をはじめ多くの施設が建設されています。

学校教育系施設(グラフの黄緑色)の築 30 年超の延床面積は、27,798 m²(学校教育系施設全体の約 77.9%)となっており、老朽化が進行しています。



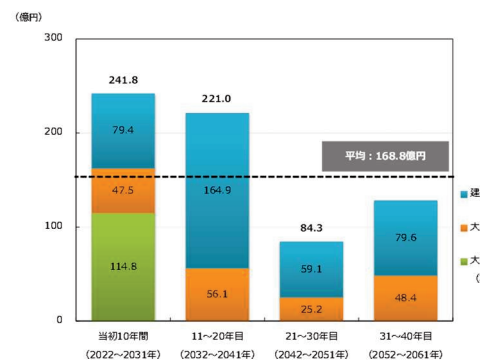
将来の更新費用の推計

建築物系施設の更新費用

本町が保有する建築物系施設を現在と同規模で維持し続けると仮定した場合、今後 40 年間で総額約 675.1 億円(年間約 16.9 億円)の改修・更新費用が必要と見込まれます。(文化財及び上下水道施設除く)

これを 10 年間ごとに見てみると、当初 10 年では約 242 億円(年間 24.2 億円)が必要と見込まれ、そのほとんどが大規模改修(積み残し)に充当されることとなります。

11～20 年目では、約 221 億円(年間 22 億円)が見込まれており、以降の総額は下がるものの、建替え費用が大半の割合を占めることが見込まれます。



計算根拠: 総務省公共施設等更新費用試算ソフト

インフラ系施設の更新費用

本町が保有するインフラ系施設について、今後 40 年間における更新費用は約 472.7 億円(年間約 11.9 億円)の改修・更新費用が必要と見込まれます。その内訳は、道路で約 414.5 億円(年間約 10.4 億円)、橋梁で約 58.2 億円(年間約 1.5 億円)となります。

公共施設等の管理に関する基本方針

現状

<人口面>

少子高齢化が進行し、人口の大幅な減少が見込まれています。
⇒今後 20 年間で約 5000 人減少

<財政面>

設置目的やサービス内容等が類似する施設も存在し、将来の維持管理に多額の費用がかかるが見込まれています。
⇒今後、年平均 28.8 億円(建築物系施設 16.9 億円、インフラ資産 11.9 億円)の更新費用が必要

<安全面>

旧耐震基準(昭和 56 年(1981 年)以前)の建物や、築 30 年を経過している建物が多くなっています。それらの公共施設の改修・更新の時期が今後 20 年間のうちに集中することが予測されます。
⇒築 30 年超の建物は約 56%
旧耐震基準の建物は約 45%

課題

- 将来的な需要に基づく「量」の見直しが重要となります。
- ニーズの変化を見込んだ公共サービスのあり方や町の将来像を意識した施設配置の検討、施設必要性の見直しをする必要があります。

- 用途や機能の重複を解消し、民間との連携も視野に入れ、維持管理費や事業運営費用の削減に取り組むとともに、新たな財源確保を検討する必要があります。
- 集中する改修・更新の時期に対応するため、施設の見直しも含め、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制させ、平準化させる必要があります。

- 耐震性能が確認されていない建物については、点検・診断をおこない、必要に応じて耐震化を進めていく必要があります。
- 老朽化に対応した修繕や更新をおこない、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進や省エネルギー対策などの環境にも配慮し、町民や社会的なニーズを捉えた誰もが安心・安全に利用できる施設への対応が必要です。

基本的な考え方

人口構造の変化や将来的なニーズへの対応
～将来人口を見据えた施設保有量の最適化と多様なニーズに対応したサービスの提供～

- 施設保有量の最適化
- 計画的な整備や再配置
- 行政サービス水準等の見直しと公共サービスとしての「機能」の維持向上

厳しい財政状況への対応
～持続性のある健全な財政と効率的・効果的な施設運営

- 県や近隣都市との機能分担による広域連携
- 効率的・効果的な管理運営
- 計画的かつ効率的な改修・更新の推進
- 新たな財源確保のための資金調達手法の検討
- 維持・管理・更新等の費用の平準化・削減
- 総合的なマネジメントの実現

安心・安全なまちづくりへの対応
～施設の安全性の確保と長寿命化～

- 重要性、緊急性を考慮した耐震化と公共施設等の安心・安全の確保
- 計画的な維持管理による安全性の確保と長寿命化

公共施設等の管理に関する実施方針

基本的な考え方を踏まえ、以下の 8 つの実施方針を定めました。

①点検・診断の実施方針

- ◆公共施設等の目視や巡回による日常の自主的点検と、法令等に基づく定期・法令点検を行います。
- ◆その結果は、劣化状況等を情報として集積・蓄積(データベース化)させて一元管理をおこなうことで、日常の管理業務の品質向上と効率化を図り、メンテナンスサイクルの構築に有効活用します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ◆損傷や故障の発生に伴い改修等を行う対症療法的な「事後保全」から、機能低下の兆兆を事前に把握し、未然に使用不可能な状態を避ける「予防保全」に転換し、適切な維持管理を図ります。
- ◆施設の劣化状況や施設の利用状況・防災等の重要度等を加味して優先度をつけ、計画的・効率的に修繕・更新等をおこないます。また、計画的に予防保全を実施することにより、費用の平準化を図ります。
- ◆修繕・更新時には、誰もが利用しやすい施設の機能・性能の向上に努めます。また、環境負荷の低減や災害時の機能維持などにも取り組みます。
- ◆技術開発の動向を注視し、修繕・更新時には、新技術の導入を推進します。

③安全確保、耐震化の実施方針

- ◆維持すべき施設は、日常はもとより災害時における十分な安全性の確保に努めます。
- ◆老朽化により危険性が認められた施設は解体・撤去を基本とし、町民の安全確保に努めます。
- ◆維持している施設は、優先度に基づき、順次、耐震化対策を実施します。修繕・大規模改修の時期を迎える施設は、耐震化改修を併せて実施します。
- ◆インフラ施設は、優先的に対策を進めるべき施設から補修工事の実施や耐震化等を検討します。修繕・更新時には耐震性を有する施設整備に努めます。

④長寿命化の実施方針

- ◆長寿命化計画等の個別施設計画を策定し、今後も維持すべき施設については長寿命化(公共施設等の長期使用)を図ります。
- ◆「事後保全」から、「予防保全」へと転換し、施設の LCC(ライフサイクルコスト)を削減します。
- ◆更新や新築・新設をする際には、計画段階から長寿命化に必要な機能を備えた耐久性の高い資材の利用や維持管理しやすい構造とします。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ◆建物の改修及び更新・新設の際には、ユニバーサルデザイン化を図ります。
- ◆敷地内通路の段差の解消や点字ブロックの設置、建物内の床面段差の解消や手すり、スロープの設置などのバリアフリー化の普及に努めます。
- ◆道路、公園の改修に際しては、歩行空間の確保、段差の解消、歩道や園路等への点字ブロックの設置等に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

- ◆適正な施設保有量を見極め、近隣市町との広域的な相互利用を進めることでコンパクトシティを視野に入れた公共施設等の再編を進めます。
- ◆状況に応じて供用の廃止又は転用を検討します。民間と競合するものや民間サービスで代替可能なものについては、民間譲渡等も検討します。
- ◆新規整備をおこなわないことを基本とし、新規整備が必要な場合は、総量規制の範囲内でおこないます。
- ◆インフラ資産は、社会情勢や需要の変化、財政状況等を踏まえ、整備計画の見直し等により適正な供給を確保するとともに、保有量の見直し、削減を図ります。

⑦土地の有効活用方針

- ◆利用されなくなる施設、また供用廃止が決定した施設の跡地や遊休地は、民間への売却や貸付を検討し、公共施設等整備のための財源確保を図ります。
- ◆跡地や遊休地を有効活用し、住宅地等の整備・分譲、企業誘致への環境整備や売却をおこないます。

⑧総合的かつ計画的な管理実現のための体制の構築方針

- ◆庁内での横断的な連携推進のための体制を整備し、経営的な視点で進めます。情報やデータを一元化し提供できる仕組みを構築し、連携のとれた実効性のある庁内体制を構築します。
- ◆公共施設等マネジメントに関する職員研修会等を開催するなど、職員の意識啓発や技術の取得・向上を図ります。職員一人ひとりが公共サービスの機能維持・向上の創意工夫を発揮できる体制を整えます。
- ◆官民連携により、包括的民間委託や指定管理者制度、PPP/PFI の積極的な活用を図ります。
- ◆ホームページ・広報紙等を活用し情報発信・情報共有に努めます。また、町民の意見を収集するなど協働による取り組みを推進します。
- ◆町民利用施設の使用料・手数料の検証をおこない、必要に応じて見直しを図ります。
- ◆町民や地域団体等が施設の維持管理、運営に参加する手法・制度を検討し、協働・連携を強化します。
- ◆広域的連携を強化し、相互利用や共同運営等の推進を図り、費用分担等による効率化を図ります。
- ◆国・県の補助制度等を有効に活用し、施設の維持管理等に要する財源の確保と財政負担の軽減を図ります。
- ◆PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより取組の進捗管理を行います。